

情報通信機器を用いた診療について

当院は、情報通信機器を用いた診療を行うにつき十分な体制が整備されているものとして、下記のア～ウを満たしております。

ア 保険医療機関外で診療を実施することがあらかじめ想定される場 合においては、実施場所が厚生労働省「オンライン診療の適切な 実施に関する指針」（以下「オンライン指針」という。）に 該当しており、事後的に確認が可能であること

イ 対面診療を適切に組み合わせて行うことが求められていることを 踏まえて、対面診療を提供できる体制を有すること

ウ 患者さんの状況によって当院において対面診療を提供することが 困難な場合に、他の保険医療機関と連携して対応しております。

オンライン指針に沿って診療を行う体制を有する保険医療機関であり、情報通信機器を用いた診療に係る施設基準に係る届出を行っております。

令和8年6月1日

いわた脳神経外科クリニック